

大分大学医学部附属病院感染予防対策委員会細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院感染予防対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 感染予防対策の確立に関すること。
- (2) 感染予防の実施、監視及び指導に関すること。
- (3) 感染源の調査に関すること。
- (4) 感染予防対策に関する情報の収集に関すること。
- (5) その他感染予防に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 感染制御部長
- (3) 感染制御部副部長
- (4) 内科系の診療科長 2人
- (5) 外科系の診療科長 2人
- (6) 検査部長
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長
- (9) 医学・病院事務部長
- (10) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第4号、第5号及び第10号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号、第5号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、病院長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、原則として毎月1回招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員会を招集することができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

3 第3条第1項第4号から第10号の委員で、やむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の了解を得て、代理の者を出席させることができる。ただし、代理出席した者はその会議に限り第3条第1項の委員とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第4－9号)

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条1項第4号、第5号及び第10号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院感染予防対策委員会規程(平成16年医学部規程第4－14号)は、廃止する。

附 則 (平成22年医学部附属病院細則第4－7号)

この細則は、平成22年11月24日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院感染予防対策委員会細則の規定は、同年11月1日から適用する。